別添３　食肉卸売市場機能強化事業

第１　事業の内容

この事業の内容は、次のとおりとする。

１　情報機能の強化

（１）事業実施主体は、せり取引の活性化を図るため、食肉卸売市場が買参人等に提供すべき情報の内容や提供方法等の検討・協議を行うため、全国段階において、情報機能強化検討委員会を、地域段階において、情報機能強化部会をそれぞれ開催するものとする。

（２）事業実施主体は、（１）の情報を収集・伝達するシステムを整備するために必要なプログラムの開発を行うとともに、当該システムの管理運営を行うものとする。

（３）事業実施主体は、荷受業者が（１）の情報を効率的に収集・伝達するシステム等を確立するため、荷受業者が次に掲げる事業を実施するのに要する経費について補助するものとする。

ア　システム確立に必要なプログラムの開発及びその管理運営

イ　システム確立に必要な機器の整備

２　決済機能の強化

事業実施主体は、食肉卸売市場の決済機能の強化等を図るための低利資金（以下「市場機能強化資金」という。）を融通する金融機関に対する利子補給を行うものとする。

３　品質管理の高度化

事業実施主体は、荷受業者がせり取引における衛生管理の向上を図るために必要な衛生管理機器を整備するのに要する経費について補助するものとする。

４　事業推進事務費

１から３までの事業の円滑な実施を図るための推進指導等

第２　事業の実施

１　実施要領の作成

事業実施主体は、事業の実施に当たっては、あらかじめ事業の趣旨、内容、仕組み、消費税及び地方消費税の取扱い、補助金の交付手続等を定めた実施要領を作成し、独立行政法人農畜産業振興機構理事長（以下「理事長」という。）に提出し、その承認を受けるものとする。これを変更する場合も同様とする。

２　行動規範の作成等

（１）荷受業者は、この事業を実施する場合は、あらかじめ、法令遵守等を規定した行動規範等を作成し、事業実施主体に提出するものとする。

（２）事業実施主体は第６の１の補助金交付申請書を提出するに当たり、（１）の行動規範等を取りまとめの上、自らの行動規範等とともに理事長に提出するも

のとする。

3　みどりの食料システム戦略による環境負荷低減に向けた取組強化

（1）荷受業者は、「補助事業及び物品・役務の調達（委託事業を含む）における環境負荷低減のクロスコンプライアンスの試行実施について」（令和６年１２月２０日付け６環バ第２７８号農林水産省大臣官房環境バイオマス政策課長通知）に基づき、当該通知別添の「環境負荷低減のクロスコンプライアンスチェックシート（食品関連事業者向け又は民間事業者・自治体等向け）（以下「環境負荷低減チェックシート」という。）」に記載された各取組について、事業実施期間中に実施する旨をチェックした上で、環境負荷低減チェックシートを事業実施主体に提出するものとする。

また、実績報告時には、当該環境負荷低減チェックシートに記載された各取組について、事業実施期間中に実施したか否かをチェックし、これを事業実施主体に提出するものとする。

（2）事業実施主体は、全ての荷受業者から当該環境負荷低減チェックシートを収集し、第６の１で定める交付申請時、第６の２で定める変更承認申請時及び第７で定める実績報告時に機構に提出するものとする。

（3）事業実施主体は、「補助事業及び物品・役務の調達（委託事業を含む）における環境負荷低減のクロスコンプライアンスの試行実施について」に基づき、事業申請時に環境負荷低減チェックシートに記載された各取組について、事業実施期間中に実施する旨をチェックした上で、環境負荷低減チェックシートを機構に提出するものとする。

また、第７で定める実績報告時には、当該環境負荷低減チェックシートに記載された各取組について、事業実施期間中に実施したか否かをチェックし、これを機構に提出するものとする。

4　事業の委託

事業実施主体は、この事業の一部を理事長が適当と認める団体に委託して行うことができるものとする。

5　市場機能強化資金の融通

第１の２の市場機能強化資金の融通は、次により行うものとする。

（1）貸付対象者

市場機能強化資金の貸付対象者は、荷受業者とする。

（2）貸付対象資金

市場機能強化資金により借り入れることができる資金は、次に掲げるものとする。

ア　予約相対取引等で取り扱う食肉の出荷者に対して肥育資金を貸し付けるのに必要な資金

イ　食肉の買付販売及びそれに伴う保管に必要な資金

ウ　買参人からの入金に先立って、荷受業者が出荷者に対し代金の支払いを行

うのに必要な資金

（３）貸付期間

市場機能強化資金の貸付期間は、令和６年度から令和７年度までとする。

（４）融資機関

融資機関は、農業協同組合、農業協同組合連合会、農林中央金庫、商工組合中央金庫、銀行、信用金庫及び信用組合であって、貸付対象者が借入相手先として事業実施主体に申請したもののうち、事業実施主体が市場機能強化資金の融資機関として指定したもの（以下「指定融資機関」という。）とする。

（５）貸付条件

ア　貸付限度額

貸付限度額は、（６）の理事長の承認を受けた額の範囲内とし、貸付対象者当たりの貸付限度額は、（７）のアの事業実施主体の承認を受けた額とする。

イ　償還期間及び償還方法

償還期間及び償還方法については、次のとおりとする。

（ア）償還期間

償還期間は１年以内とする。

（イ）償還方法

償還方法は、（７）のアの事業実施主体の承認を受けた方法とする。

ウ　貸付利率

貸付利率は、実勢の市中貸付利率（以下「実勢利率」という。）から（８）のイに定める年利子補給率を差し引いた利率とする。なお、実勢利率は、指定融資機関と貸付対象者の間で協議して決定するものとする。

（６）資金借入実施計画の作成及び承認

事業実施主体は、第１の２の事業の実施に当たっては、別紙様式第１号の市場機能強化資金借入実施計画承認申請書を作成の上、理事長に提出し、その承認を受けるものとする。これを変更する場合も同様とする。

（７）資金借入の申請等

ア　資金借入の申請

（ア）荷受業者は、市場機能強化資金を借り入れようとする場合は、あらかじめ指定融資機関と協議の上、資金借入申請書を事業実施主体に提出し、その承認を受けるものとする。

（イ）荷受業者が、資金借入れの中止又は借入金額の増加等により資金借入額の変更をしようとする場合は、（ア）に準ずるものとする。

（ウ）事業実施主体は、（ア）により資金借入申請を承認した場合、当該資金の貸付けに係る指定融資機関及び荷受業者へその旨を通知するものとする。

（エ）指定融資機関は、（ウ）の通知を受けた後、市場機能強化資金を貸し付けるものとする。

イ　承認の取消し

事業実施主体は、次に掲げる場合は、アの（ア）の承認を取り消すものとする。

（ア）荷受業者から承認取消しの申請があった場合

（イ）資金借入申請書に不実記載が認められた場合

（ウ）償還期間内に償還がなされなかった場合

（８）利子補給金の交付

ア　利子補給の相手方

利子補給の相手方は、市場機能強化資金を融通した指定融資機関とする。

イ　年利子補給率

事業実施主体は、市場機能強化資金の借入れに係る指定融資機関に対し行う年利子補給率（以下「年利子補給率」という。）を、年１．６パーセント以内で定めるものとする。ただし、年利子補給率が（５）のウの実勢利率を上回る場合は、年利子補給率は実勢利率以内とする。

ウ　利子補給の交付額

利子補給の交付額は、貸付対象者が借り入れた市場機能強化資金の貸付高にイの年利子補給率を乗じて得た額とする。ただし、貸付対象者が（１）の要件を満たさなくなった場合にあっては、当該要件失効日から償還日までの期間を利子補給金の交付対象期間から控除して算出された額とする。

（９）利子補給金交付の停止

事業実施主体は、貸付対象者が（７）のイの規定により資金借入申請の承認が取り消された場合には、利子補給金の交付を行わないものとする。

第３　事業の実施期間

この事業の実施期間は、令和７年度とする。

第４　事業の推進指導等

１　事業実施主体は、農林水産省及び機構の指導の下、関係団体との連携に努め、この事業の円滑な推進を図るものとする。

２　貸付対象者及び金融機関は、事業実施主体の指導の下、関係機関及び関係団体との連携に努めるとともに、事業の適正かつ円滑な実施を図るものとする。

第５　機構の補助等

機構は、予算の範囲内において、別表に定める補助対象経費及び補助率により、事業実施主体が事業を実施するのに要する経費につき補助するものとする。

第６　補助金の交付手続等

１　補助金の交付申請

事業実施主体は、補助金の交付を受けようとする場合は、理事長が別に定める

日までに、別紙様式第２号の食肉流通経営体質強化促進事業（食肉卸売市場機能強化事業）補助金交付申請書を理事長に提出するものとする。

２　事業の変更承認申請

事業実施主体は、補助金の交付決定のあった後において、次に掲げる変更をしようとする場合には、別紙様式第３号の食肉流通経営体質強化促進事業（食肉卸売市場機能強化事業）補助金交付変更承認申請書を理事長に提出し、その承認を受けるものとする。

（１）事業の中止又は廃止

（２）事業費の３０％を超える増減

（３）補助金の交付決定額の増加を伴う事業費の増

３　補助金の概算払

（１）理事長は、この事業の円滑な実施を図るために必要があると認めたときは、交付決定額を限度として補助金の概算払をすることができるものとする。

（２）事業実施主体は、補助金の概算払請求をしようとする場合には、別紙様式第４号の食肉流通経営体質強化促進事業（食肉卸売市場機能強化事業）補助金概算払請求書を理事長に提出するものとする。

第７　事業の実績報告等

１　貸付実施状況等報告

事業実施主体は、四半期ごとに、別紙様式第５号の市場機能強化資金貸付実施状況等報告書により当該四半期の市場機能強化資金の貸付実施状況等を、遅滞なく理事長に提出するものとする。

２　事業の実績報告

事業実施主体は、荷受業者から提出された事業の実績を取りまとめの上、自らの実績とともに、事業が完了した日から起算して１か月を経過した日又は補助金の交付決定通知のあった年度の翌年度の４月２０日のいずれか早い期日（事業の完了が交付決定通知のあった年度の翌年度となった場合は、事業の完了した日から起算して１か月を経過した日）までに、別紙様式第６号の食肉流通経営体質強化促進事業（食肉卸売市場機能強化事業）実績報告書を理事長に提出するものとする。

第８　消費税及び地方消費税の取扱い

１　事業実施主体は、機構に対して第６の１の補助金交付申請書を提出するに当たり、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和６３年法律第１０８号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和２５年法律第２２６号）に規定する仕入れに係る地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同

じ。）に係る仕入れに係る消費税等相当額がある場合には、これを当該補助金交付申請額から減額して申請しなければならない。ただし、当該補助金交付申請書の提出時において当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない場合は、この限りでない。

2　事業実施主体は、１のただし書により申請をした場合において、第７の２の実績報告書を提出するに当たって、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかになった場合には、これを当該補助金額から減額して報告しなければならない。

3　事業実施主体は、１のただし書により申請をした場合において、第７の２の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金及び事業経費に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、別紙様式第７号の食肉流通経営体質強化促進事業（食肉卸売市場機能強化事業）に係る仕入れに係る消費税等相当額報告書を速やかに理事長に提出するとともに、その金額（２の規定に基づき減額した場合は、その減じた金額を上回る部分の金額）を機構に返還しなければならない。

また、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかにならない場合又はない場合（事業実施主体自ら又はそれぞれの荷受業者の仕入れに係る消費税等相当額がない場合を含む。）であっても、その状況等について、補助金適正化法第１５条の補助金の額の確定通知のあった日の翌年６月３０日までに同様式により理事長に報告しなければならない。

第９　帳簿等の整備保管等

1　帳簿等の整備保管

事業実施主体は、この事業に係る経理については、他と明確に区分して経理するとともに、その内容を明らかにした帳簿及び関係証拠書類を整備保管するものとし、その保存期間はこの事業が完了した年度の翌年度から起算して５年間とする。

ただし、事業により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間（独立行政法人農畜産業振興機構の実施する補助事業により取得した財産の処分制限期間（平成１６年４月８日付け１６農畜機第１２３号）に定める処分制限期間をいう。）を経過しない場合においては、財産管理台帳その他関係書類を整備保管するものとする。

2　電磁的記録による整備保管

１に基づき作成、整備及び保管をすべき帳簿及び関係書類のうち、電磁的記録により作成、整備及び保管が可能なものは、電磁的記録によることができる。

3　事業実施状況の聴取等

理事長は、この要綱に定めるもののほか、事業実施及び事業実績について、必要に応じ、事業実施主体に対し調査し又は報告を求めることができるものとする。

別　表

事業の種類	補助対象経費	補 助 率
1　情報機能の強化	（１）情報機能強化検討委員会及び強化部会の開催等に要する経費	定　額
	（２）情報伝達システム整備に必要なプログラムの開発及びその管理運営に要する経費	定　額
	（３）事業実施主体が、荷受業者に対し次に掲げる事業を実施するのに要する経費を補助するのに要する経費	
	ア 情報伝達システム確立に必要なプログラムの開発及びその管理運営に要する経費	定　額
	イ 情報伝達システム確立に必要な機器の整備に要する経費	１/２以内
2　決済機能の強化	事業実施主体が、市場機能強化資金を融通する指定融資機関に対する利子補給を行うために要する経費	２/３以内
3　品質管理の高度化	事業実施主体が、荷受業者に対しせり取引における衛生管理の向上を図るために必要な機器の整備に要する経費を補助するのに要する経費	定　額
4　事業推進事務費	１から３までの事業を推進するのに必要な経費	定　額

別紙様式第１号

令和　　年度　市場機能強化資金借入実施計画承認（変更）申請書

番　　号
年　月　日

独立行政法人農畜産業振興機構
理事長　　殿

所　在　地
団　体　名
代表者氏名

令和　　年度における市場機能強化資金の借入れについて、食肉流通経営体質強化促進事業実施要綱別添３の第２の４の（６）の規定に基づき、下記のとおり借入実施計画を作成したので承認願いたく申請します。

記

１　借入の目的

２　資金借入実施計画

貸付対象者名	区分	借入件数	市場機能強化資金			
			借入額	償還期間	年利子補給率	利子補給額
			円	日	%	円
合計						

注１：区分欄には、肥育資金、食肉買付資金、需要期資金別に記載。
　２：変更部分を二段書にし、変更前を（　）書で記載すること。

別紙様式第２号

令和　　年度　食肉流通経営体質強化促進事業（食肉卸売市場機能強化事業）
補助金交付申請書

番　　号
年　月　日

独立行政法人農畜産業振興機構
理事長　　殿

所　在　地
団　体　名
代表者氏名

令和　　年度において、下記のとおり事業を実施したいので、食肉流通経営体質強化促進事業実施要綱別添３の第６の１の規定に基づき補助金　　円を交付されたく、関係書類を添えて申請します。

記

１　事業の目的

２　事業の内容
別紙　令和　　年度　食肉流通経営体質強化促進事業（食肉卸売市場機能強化事業）実施計画のとおり

３　事業に要する経費の配分及び負担区分

（単位：円）

区　　分	事 業 費	負 担 区 分		備 考
		機構 補助金	その他 （　　）	
１　情報機能の強化 （１）情報機能強化検討委員会及び強化部会の開催 （２）情報伝達システム整備に必要なプログラムの開発及びその管理運営 （３）情報伝達システム確立に必要なプログラムの開発及びその管理運営並びに機器の整備 ア　情報伝達システム確立に必要なプログラムの開発及びその管理運営 イ　情報伝達システム確立に必要な機器の整備 ２　決済機能の強化 ３　品質管理の高度化 ４　事業推進事務費				
合　計				

（注）事業の一部を委託して実施する場合は、区分ごとに備考欄に委託先名と委託費の額を記載すること。

４　事業実施期間

（１）事業開始年月日　　令和　年　月　日

（２）事業完了予定年月日　　令和　年　月　日

５　添付書類

（１）定款

（２）最近時点の事業（業務）報告書及び事業（業務）計画書

（３）環境負荷低減チェックシート

（注）添付書類について、申請者のウェブサイトにおいて閲覧が可能な場合は、当該ウェブサイトのURLを記載することにより当該資料の添付を省略することができる。

別紙

令和　　年度　食肉流通経営体質強化促進事業（食肉卸売市場機能強化事業）
実施計画

１　情報機能の強化
（１）情報機能強化検討委員会及び強化部会の開催
ア　情報機能強化検討委員会の開催

事業内容	補助対象経費	事業費				負担区分		備考
		費目	員数	単価	金額	補助金	その他	
		会場借料		円	円	円	円	
		委員謝金		円	円	円	円	
		委員旅費		円	円	円	円	
		資料印刷費		円	円	円	円	
		通信運搬費		円	円	円	円	
		その他経費		円	円	円	円	
計								

注１：事業内容欄には、必要に応じて別紙を用いるなどして、具体的に記述すること。（開催予定案、議題、委員属性・人数、委員名簿案など）
２：事業費欄には、補助対象経費ごとに補助対象費目を記載し、それぞれの員数、単価、金額を記載すること。
３：事業の一部を委託して実施する場合は、区分ごとに備考欄に委託先名と委託費の額を記載すること。
４：備考欄には、その他積算基礎やコスト分析基準額等を記載すること。

イ　情報機能強化部会の開催

事業内容（市場名）	補助対象経費	事業費				負担区分		備考
		費目	員数	単価	金額	補助金	その他	
		会場借料		円	円	円	円	
		委員謝金		円	円	円	円	
		委員旅費		円	円	円	円	
		資料印刷費		円	円	円	円	
		通信運搬費		円	円	円	円	
		その他経費		円	円	円	円	
計								

注１：事業内容欄には、必要に応じて別紙を用いるなどして、具体的に記述すること。（開催予定案、議題、委員属性・人数、委員名簿案など）
２：事業費欄には、補助対象経費ごとに補助対象費目を記載し、それぞれの

員数、単価、金額を記載すること。
３：事業の一部を委託して実施する場合は、区分ごとに備考欄に委託先名と委託費の額を記載すること。
４：備考欄には、その他積算基礎やコスト分析基準額等を記載すること。

（２）情報伝達システム整備に必要なプログラムの開発及びその管理運営

ア　プログラムの開発

区　　分	内　　容	事業費	負担区分		備考
			機構補助金	その他（　　）	
		円	円	円	
計					

注１：備考欄には積算基礎を記載すること。
２：事業の一部を委託して実施する場合は、区分ごとに備考欄に委託先名と委託費の額を記載すること。

イ　プログラムの管理運営

区　　分	内　　容	事業費	負担区分		備考
			機構補助金	その他（　　）	
		円	円	円	
計					

注１：備考欄には積算基礎を記載すること。
２：事業の一部を委託して実施する場合は、区分ごとに備考欄に委託先名と委託費の額を記載すること。

（３）情報伝達システム確立に必要なプログラムの開発及びその管理運営並びに機器の整備

荷受業者に対する補助

ア　プログラムの開発及びその管理運営

市場名	区　分	内　　容	事業費	負担区分		備考
				機構補助金	その他（　　）	
			円	円	円	
計						

注：備考欄には積算基礎を記載すること

イ　機器の整備

市						負担区分	

場名	区分	内容	数量	単価	事業費	機構補助金	その他（　　）	備考
				円	円	円	円	
計								

注：備考欄には積算基礎を記載すること。

２　決済機能の強化

貸付対象者名	区分	指定融資機関数・件数	市場機能強化資金				負担区分		備考
			借付額	償還期間	年利子補給率	利子補給額	機構補助金	その他	
			円	日	%	円	円	円	
合計									

注１：区分欄には、肥育資金、食肉買付資金、需要期資金別に記載。
　　２：備考欄には積算基礎を記載すること。

３　品質管理の高度化

市場名	区分	内容	数量	単価	事業費	負担区分		備考
						機構補助金	その他（　　）	
				円	円	円	円	
計								

注：備考欄には積算基礎を記載すること。

４　事業推進事務費

区分	事業費	負担区分		備考
		機構補助金	その他（　　）	
	円	円	円	
計				

注：備考欄には積算基礎を記載すること。

別紙様式第３号

令和　　年度　食肉流通経営体質強化促進事業（食肉卸売市場機能強化事業）
補助金交付変更承認申請書

番　　号
年　月　日

独立行政法人農畜産業振興機構
理事長　　殿

所　在　地
団　体　名
代表者氏名

令和　　年　　月　　日付け　農畜機第　　号で補助金交付決定通知のあった令和　　年度食肉流通経営体質強化促進事業（食肉卸売市場機能強化事業）について、下記の理由により事業（内容及び経費の配分）を変更したいので承認されたく、食肉流通経営体質強化促進事業実施要綱別添３の第６の２の規定に基づき、申請します。

記

１　変更の理由

２　変更の内容

３　事業に要する経費及び負担区分

４　事業開始及び完了予定年月日
令和　　年　　月　　日 ～ 令和　　年　　月　　日

注：２及び３は別紙様式第２号の記に準じるものとし、補助金の交付決定のあった事業の内容及び経費の配分等と変更後の事業の内容及び経費の配分等とを併記し、変更前を括弧書で上段に、変更後をその下段に記載すること。

別紙様式第４号

令和　　年度　食肉流通経営体質強化促進事業（食肉卸売市場機能強化事業）
補助金概算払請求書

番　　号
年　月　日

独立行政法人農畜産業振興機構
理事長　　殿

所　在　地
団　体　名
代表者氏名

令和　　年　　月　　日付け　農畜機第　　号で補助金交付決定通知のあった令和　　年度食肉流通経営体質強化促進事業（食肉卸売市場機能強化事業）について、下記のとおり 金　　円を概算払により支払われたく食肉流通経営体質強化促進事業実施要綱別添３の第６の３の（２）の規定に基づき、請求します。

記

1　概算払請求額

区　　分	交付決定		事業遂行状況（令和年　月　日現在）			既概算払受領額④	今回概算払請求額⑤	令和　年　月　日まで予定出来高（④＋⑤）/②	残額②－④－⑤
	事業費①	機構補助金②	事業費③	機構補助金	事業費出来高③／①				
	円	円	円	円	%	円	円	%	円
1　情報機能の強化									
（1）情報機能強化検討委員会及び強化部会の開催									
（2）情報伝達システム整備に必要なプログラムの開発及びその管理運営									
（3）情報伝達システム確立に必要なプログラムの開発及びその管理運営並びに機器の整備									
ア　情報伝達システム確立に必要なプログラムの開発及びその管理運営									
イ　情報伝達システム確立に必要な機器の整備									

2　決済機能の強化 3　品質管理の高度化 4　事業推進事務費									
計									

注：それぞれの事業項目ごとに記載することとし、請求時点での事業費の支出実績及び支出計画を添付すること。

2　事業遂行状況

別紙「食肉流通経営体質強化促進事業（食肉卸売市場機能強化事業）　執行状況表」のとおり。

3　振込先金融機関名等

金融機関及び支店名

振込口座種類、口座番号及び口座名義人

別紙

食肉流通経営体質強化促進事業（食肉卸売市場機能強化事業）　執行状況表

1　情報機能の強化

（1）情報機能強化検討委員会及び強化部会の開催

ア　情報機能強化検討委員会の開催

区　分	交付決定		事業の遂行状況（令和　年 月 日現在）			既概算払受領額	今回概算払請求額	残額	備考
	事業費①	機構補助金	事業費②	機構補助金	出来高②／①				
	円	円	円	円	%	円	円	円	
計									

注：備考欄には、事業の遂行状況欄の事業費の積算基礎を記載すること。

イ　情報機能強化部会の開催

市場名	区分	交付決定		事業の遂行状況（令和　年 月 日現在）			既概算払受領額	今回概算払請求額	残額	備考
		事業費①	機構補助金	事業費②	機構補助金	出来高②／①				
		円	円	円	円	%	円	円	円	
計										

注：備考欄には、事業の遂行状況欄の事業費の積算基礎を記載すること。

（2）情報伝達システム整備に必要なプログラムの開発及びその管理運営

ア　プログラムの開発

区　分	交付決定		事業の遂行状況（令和　年 月 日現在）			既概算払受領額	今回概算払請求額	残額	備考
	事業費①	機構補助金	事業費②	機構補助金	出来高②／①				
	円	円	円	円	%	円	円	円	
計									

注：備考欄には、事業の遂行状況欄の事業費の積算基礎を記載すること。

イ　プログラムの管理運営

区　分	交付決定		事業の遂行状況（令和　年 月 日現在）			既概算払受領額	今回概算払請求額	残額	備考
	事業費①	機構補助金	事業費②	機構補助金	出来高②／①				
	円	円	円	円	%	円	円	円	
計									

注：備考欄には、事業の遂行状況欄の事業費の積算基礎を記載すること。

（３）情報伝達システム確立に必要なプログラムの開発及びその管理運営並びに機器の整備

ア　荷受業者に対する助成

（ア）プログラムの開発及び管理運営

市場名	区分	交付決定		事業の遂行状況（令和　年 月 日現在）			既概算払受領額	今回概算払請求額	残額	備考
		事業費①	機構補助金	事業費②	機構補助金	出来高②／①				
		円	円	円	円	%	円	円	円	
計										

注：備考欄には、事業の遂行状況欄の事業費の積算基礎を記載すること。

（イ）機器の整備

市場名	区分	交付決定		事業の遂行状況（令和　年 月 日現在）			既概算払受領額	今回概算払請求額	残額	備考
		事業費①	機構補助金	事業費②	機構補助金	出来高②／①				
		円	円	円	円	%	円	円	円	
計										

注：備考欄には、事業の遂行状況欄の事業費の積算基礎を記載すること。

２　決済機能の強化

区　分	交付決定		事業の遂行状況（令和　年 月 日現在）			既概算払受領額	今回概算払請求額	残額	備考
	事業費①	機構補助金	事業費②	機構補助金	出来高②／①				

	円	円	円	円	%	円	円	円	
計									

注：備考欄には、事業の遂行状況欄の事業費の積算基礎を記載すること。

3　品質管理の高度化

市場名	区分	交付決定		事業の遂行状況（令和　年 月 日現在）			既概算払受領額	今回概算払請求額	残額	備考
		事業費①	機構補助金	事業費②	機構補助金	出来高②／①				
		円	円	円	円	%	円	円	円	
計										

注：備考欄には、事業の遂行状況欄の事業費の積算基礎を記載すること。

4　事業推進事務費

区　分	交付決定		事業の遂行状況（令和　年 月 日現在）			既概算払受領額	今回概算払請求額	残額	備考
	事業費①	機構補助金	事業費②	機構補助金	出来高②／①				
	円	円	円	円	%	円	円	円	
計									

注：備考欄には、事業の遂行状況欄の事業費の積算基礎を記載すること。

別紙様式第５号

市場機能強化資金貸付実施状況等報告書
（令和　　年度第　　四半期分）

番　　号
年　月　日

独立行政法人農畜産業振興機構
　理事長　　殿

所　在　地
団　体　名
代表者氏名

令和　　年度第　四半期の市場機能強化資金の貸付けが別添のとおり実施されましたので、食肉流通経営体質強化促進事業実施要綱別添３の第７の１の規定に基づき報告します。

別添

市場機能強化資金　貸付実施状況等報告書
（令和　　年度第　四半期）

市場名	区分	本四半期			本年度合計			資金借入承認額	備考
		貸付件数	融資機関数	貸付額	貸付件数	融資機関数	貸付額		
		件	件	円	件	件	円	円	
合計									

注１：区分欄には、肥育資金、食肉買付資金、需要期資金別に記載すること。
　２：備考欄には、積算基礎を記載すること。

別紙様式第６号

令和　　年度　食肉流通経営体質強化促進事業（食肉卸売市場機能強化事業）
実績報告書

番　　号
年　月　日

独立行政法人農畜産業振興機構
理事長　　殿

所　在　地
団　体　名
代表者氏名

令和　　年　　月　　日付け　農畜機第　　号で補助金の交付決定通知のあった令和　　年度食肉流通経営体質強化促進事業（食肉卸売市場機能強化事業）について、下記のとおり実施したので、食肉流通経営体質強化促進事業実施要綱別添３の第７の２の規定に基づき、関係書類を添えて実績を報告します。

なお、併せて精算額　　円の交付を請求します。

記

１　事業の目的

２　事業の内容

別紙「食肉流通経営体質強化促進事業（食肉卸売市場機能強化事業）実績報告」のとおり。

別紙様式第２号の記の２に準ずる。ただし、計画を上段に（　）書で記載し、下段に実績を記載するものとする。

3　事業に係る精算

区　　分	交付決定		事業実績		既 概算払 受領額	差引 精算払 請求額
	事業費	機構 補助金	事業費	機構 補助金		
1　情報機能の強化 （1）情報機能強化検討委員会及び強化部会の開催 （2）情報伝達システム整備に必要なプログラムの開発及びその管理運営 （3）情報伝達システム確立に必要なプログラムの開発及びその管理運営並びに機器の整備 ア　情報伝達システム確立に必要なプログラムの開発及びその管理運営 イ　情報伝達システムに必要な機器の整備 2　決済機能の強化 3　品質管理の高度化 4　事業推進事務費						
合　　計						

4　事業開始及び完了年月日

5　振込先
金融機関及び支店名
振込口座種類及び口座番号
口座名義人

6　添付書類
環境負荷低減チェックシート

別紙様式第７号

令和　　年度　食肉流通経営体質強化促進事業（食肉卸売市場機能強化事業）に係る仕入れに係る消費税等相当額報告書

番　　号
年　月　日

独立行政法人農畜産業振興機構
理事長　　殿

所　在　地
団　体　名
代表者氏名

令和　　年　　月　　日付け　農畜機第　　号で補助金交付決定通知のあった令和　　年度食肉流通経営体質強化促進事業（食肉卸売市場機能強化事業）について、食肉流通経営体質強化促進事業実施要綱別添３の第８の３の規定に基づき、下記のとおり報告します。
（なお、併せて補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額　　円を返還します。（返還がある場合、記載すること））

記

１　補助金適正化法第１５条の補助金の額の確定額
（令和○年○月○日付け○農畜機第○○号による額の確定通知額）
金　　円
２　補助金の確定時に減額した仕入れに係る消費税等相当額
金　　円
３　消費税及び地方消費税の申告により確定した仕入れに係る消費税等相当額
金　　円
４　補助金返還相当額（３－２）
金　　円

注：記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。
・消費税確定申告書の写し（税務署の収受印等のあるもの）
・付表２「課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表」の写し
・３の金額の積算の内訳（人件費に通勤手当を含む場合は、その内訳を確認できる資料も併せて提出すること）
・消費税法第６０条第４項に定める法人等である場合は、同項に規定する

特定収入の割合を確認できる資料

5　当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかにならない場合、その状況

（　　）

注：消費税及び地方消費税の確定申告が完了していない場合にあっては、申告予定時期も記載すること。

6　当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額がない場合、その理由

（　　）

注：記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。

・免税事業者の場合は、補助事業実施年度の前々年度に係る法人税（個人事業者の場合は所得税）確定申告書の写し（税務署の収受印等のあるもの）及び損益計算書等、売上高を確認できる資料

・簡易課税制度の適用を受ける事業者の場合は、補助事業実施年度における消費税確定申告書（簡易課税用）の写し（税務署の収受印等のあるもの）

・消費税法第６０条第４項に定める法人等である場合は、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料